

<レジュメ（障害福祉サービス事業・成人）>

2021年1月13日

一. 運営の基本的な心構え

- ① 「過去の申請書類（新規、変更届、など）」は、今一度ご自身で、内容を確認しておくこと・・・はじめの第一歩
- ② 行政の「集団指導・冊子」の活用・・・実地指導に備えて！
- ③ 行政の「指定申請・手引き」の活用・・・人員基準を常に復習・見直し！
- ④ 「事業者ハンドブック（中央法規）」や、「わかりやすい障害福祉サービスの実務（新日本法規）」などを常備し、気になる度に読み返す
- ⑤ 日々の「各種・記録書類等」・・・欠席記録、送迎記録、契約書、重説、個人情報同意書、アセス、モニタリング、原案、スタッフ会議、個別支援計画、・・・
- ⑥ 行政庁によって考え方がまちまちで対応に困るのが現実だが対策は？・・・まずは自分でも法令・基準を読んでみましょう・・・自分なりの解釈を持った上で、自分で行政に問い合わせる記録メモを残す（自分で聞くことに意味がある、記録を残すことに意味がある）
- ⑦ 自己チェックで過去のミス（過誤請求）に気づいたら、速やかに過誤処理・・・過誤申立、電子請求システムで遡って過誤処理・・・但し上限管理の影響に注意
- ⑧ 業界の曖昧な情報に流されず、他事業所からの怪しい連絡に惑わされず、自分で勉強し、自分で確認すること！・・・伝聞ではなく、事業所担当者が自ら行政に確認作業して記録メモを残すことは非常に重要。

二. 最新情報

- ① 毎年4月の「恒例チェック作業／前年実績の集計作業（利用者数、工賃、就労実績、など）」・・・そして、「加算や報酬区分の変更届」・・・たいていは「4/15」までとされるが、市町村によって異なる。
- ② 今年は、3年に一度の「報酬改定」もあるよ・・・処遇改善の改正も絡む可能性も。
- ③ サビ管の研修受講の1年間猶予措置は終了済（31.3.31）だが・・・但し、「新規」ではなく「変更」の場合にはまだ猶予ありうる。
- ④ 特区・・・当初H31年夏頃に廃止予定だったが延期になって、2021年3月末で終了？
- ⑤ 建築基準法（2019年6月改正）「100㎡→200㎡」・・・しかし注意！！
- ⑥ 「業務管理体制」の一般検査の通知に対応せよ
- ⑦ WAMでの「事業所情報の開示義務」・・・人員配置や常勤時間の不備が露呈
- ⑧ 会計検査院からのアンケート？・・・事実上の実地指導・監査
- ⑨ 厚労省からの直接の実地指導がある・・・？

事業所として作成・保存すべき各種書類と注意点

< 書類関係 >

1. 利用契約書の締結・・・利用者（利用開始前）
2. 重要事項説明書・・・利用者（利用開始前）
3. 個人情報使用に関する同意書・・・利用者（利用開始前）
4. 「アセスメント・モニタリング→原案→スタッフ会議記録→個別支援計画」の4つの書類・・・利用開始（更新）前に完了・・・6ヶ月（3ヶ月）ごとに、その都度、「モニタリング→（原案）→スタッフ会議記録→個別支援計画（更新分）」が必要
5. 勤務予定・実績一覧表・・・毎月、前月中に予定を確定し常勤換算をチェックする・・・なお、そもそも事業所内で「常勤時間」の概念が統一されているか・・・当初の指定申請時変更届も含む）の際の勤務形態一覧表、雇用契約書、就業規則、出勤簿（タイムカード）、従業者名簿、従業者の資格証コピー、身分証明書（写真付）、健康診断記録、労働保険（雇用保険・労災保険）の手続書類、社会保険（厚生年金・健康保険）の手続書類、給与台帳、給与明細、源泉徴収簿、社保の毎年の標準報酬決定通知書、労働保険の毎年の申告書・・・なお、常勤時間と残業代支払状況にも注意
6. サービス提供記録・・・利用者確認印はサービス提供の都度（毎日）／まとめ押し NG（時間手書き？）
7. 業務日誌・・・毎日記録（事業所全体の記録日報）
8. 加算関連記録・・・欠席時対応の記録、送迎記録（運行記録）、掃省時（入院時）支援記録、医療機関連携の記録、施設外支援・就労の記録夜間支援の記録、特別支援（児童）の記録、等・・・
9. 上記8の加算に関連して「個別支援計画等への記載」にも注意・・・施設外支援と就労、夜間支援、送迎集合場所、特別支援（児童）については別途の計画作成が必要、
10. 契約内容報告書・・・各市町村宛（契約時・変更時・退所時）
11. 給付金額の報告書の発行・・・毎月・利用者宛
12. 領収書の発行・・・受け取りの都度（食事代、利用者負担、など）・利用者宛
13. マニュアル類（事故、緊急時、防災、感染予防・衛生、虐待防止、苦情処理、など・・・
14. 苦情処理の記録、ヒヤリ・ハットの記録、行政への事故報告記録
15. 研修計画、研修実施記録、
16. 雇用契約書の締結時の「守秘義務誓約書」・・・退職後も含む
17. 防災訓練記録
18. 指定申請書類（副本）、変更届・業務管理体制も、
19. 事業所情報の開示（WAM）・・・常勤時間数、職員数・内訳・資格、など・・・注意
20. 自己評価・利用者アンケートの公表・・・児童のみ、減算あり
21. 「特定・処遇改善」の取組み等を公表・・・WAM開示システム、自社HP、玄関先に掲示

< 運営の注意点 >

1. 児発管・サビ管などの常勤性（欠如状態あれば減算処理）
2. 児発管・サビ管の“研修”の更新制度、サビ管研修と相談支援初任者研修は別物であることに留意
3. 児童指導員などのうち「1名の常勤性」にも注意・・・週6～7日営業の児童の事業所が特に危険
4. 事業所内で「常勤時間」の概念が統一・・・雇用契約書、就業規則、勤務予定実績一覧表、指定申請時の勤務形態一覧表、給与明細、社会保険料、所得税源泉徴収、など
5. 常勤時間と残業代との関係にも注意
6. 児童通所の「最低基準」は児童指導員などの“常に2名配置”必須（大阪府は営業時間中、大阪市はサービス提供時間中）・・・「加配加算」は頭を切り替えよ（常勤換算でOK）
7. 定員超過に注意（減算処理と追加人員の必要性あり）
8. 送迎の“運転手”は指導員の時間に含めない・・・大阪府の障害「者」は例外あり・・・大阪府でも児童には例外の適用なし（但し“添乗員”は指導員に算入できる場合あり）

共 通 事 項

(A・B・移行・定着、生活介護、共同生活援助)

※参照ページ数は「ハンドブック 2018 版」より・・・「青」は基準編、「赤」は報酬編

<前年度実績などについて>

- ① 人員配置（常勤換算など）の計算に使用する「前年実績（利用者数／1日平均）」・・・青 p16, 17
 - 新規申請時点（定員×0.9）・・・就労定着に注意・・・赤 p8、青 p17
 - 指定後6ヶ月～（直近6ヶ月平均値）
 - 指定後12ヶ月～（直近12ヶ月平均値）
 - 「4月～翌年3月」の“1年度”経過後（やっとな前年度平均値により1年間固定の人員配置になれる）
- ② 毎年4月に前年実績確認・・・これにより人員配置の必要数を算出、また以下に変更あれば届
 - (ア) 「A型の平均労働時間」・・・赤 p461・473・477・1116
 - (イ) 「B型の平均工賃」・・・赤 p501・p507・518・1115・1116
 - (ウ) 「就労移行の定着率」・・・赤 p420・434・1115
 - (エ) 「就労定着の定着率」・・・赤 p542・546・547・7
 - (オ) 「GHの夜間支援対象人数」・・・赤 p569・602～611・1158・1171・1189・1190
 - (カ) 「A・Bの重度者割合（障害基礎年金1級割合）」・・・特にB型は報酬区分の基礎となる工賃実績にも影響あり（50%以上ならプラス2000円）・・・赤 p532・490～493・515
 - (キ) 就労移行支援体制加算（A, B, 生活介護）・・・「前年度において就職後の雇用継続期間が6ヶ月に達した者の数」・・・赤 p462・483・525・210・211・1115
- ③ 定員増、定員減、の際の「前年度利用者実績（1日平均）と人員配置」の取扱い・・・赤 p7～8（人員配置等）・・・赤 p16（加算算定等）、
- ④ 定員規模（報酬算定）・・・多機能に注意・・・赤 p6～7
- ⑤ 常勤換算の計算方法・・・前年度利用者実績数÷常勤換算数値（「10：1」など）
- ⑥ 常勤時間は何に影響するのか？（人員配置の常勤換算の拠り所、常勤職員と言えるか否かの分岐点、就業規則や雇用契約書や勤務形態一覧表での整合性が重要）
- ⑦ 定員は何に影響を及ぼすのか？・・・当初必要人員、面積、超過減算、報酬区分
- ⑧ 常勤職員の有給休暇などの取扱い
- ⑨ 運転手の勤務時間の取扱い・・・大阪府下での取扱い、管理者・サビ管には注意
- ⑩ 調理員、事務員の勤務時間の取扱い

<加算>

- ① 初期加算・・・30日以上入院後の利用再開時の取扱い・・・赤 p526～529・197
- ② 送迎・・・運転手の時間の取扱い（サビ管や管理者に注意）、I型は平均10名以上に注意、多機能の場合は原則として全体で考える、集合場所は事前に特定して個別支援計画などに明記（その日の都合で都合よく変えてはダメ）・・・赤 p503・536・207・1166・1187
- ③ 食事提供・・・専門業者（クックチル、クックフリーズ）に外注も可能、調理員の配置と常勤換算に注意、食材料実費の明記（運営規程と業者との契約書）、自前で調理をやる場合に注意点（1箇所調理して外部多機能事業所へ運搬は問題あり、調理員の時間数を支援時間から除外せよ、

利用者に調理させてはいけない・特にお弁当事業などを行っている場合に注意）・・・赤 p529・205

④ 欠席時対応・・・欠席記録、引き続きの利用を促すなどの支援・相談の実施、当日・前日・前々日の連絡、算定は月4回まで、加算算定時はキャンセル料徴収不可、同日に他事業所利用の場合は欠席時加算の算定不可、支給決定20日の場合に「実利用20日&欠席時加算4回」はOK（欠席時加算の回数と実利用日数との合計は支給量を超えても構わない。）・・・赤 p1167・530・531・199

⑤ 訪問支援特別・・・5日以上連続欠席（開所日ベースで5日、本人の利用予定日か否かは関係ない）、利用開始は3ヶ月以上前、自宅を訪問、事前の承諾、個別支援計画への記載が必要、1時間未満か1時間以上かは事前に計画で決めていることが必要、月2回まで算定・・・p527・199

⑥ 福祉専門職員配置・・・「常勤の生活支援員等のうち有資格者（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）が35%」、「常勤の生活支援員等のうち25%」、「常勤の生活支援員等のうち3年勤続の職員が30%」、「生活支援員等のうち常勤職員が75%以上」、常勤性の考え方に注意、分母と分子に注意、良かれと思つての追加人員がアダとなるケースあり、多機能の場合は原則として全体で考える・・・赤 p529・157・159

⑦ 処遇改善加算・・・実績報告にも注意、どんな事業所でもⅢ型は取れます（キャリアパス要件Ⅱでは「研修計画・実施・評価」または「資格取得支援（シフト調整）」を選択、職場環境要件では「コミュニケーション・・・」を選択）、就業規則の確認、支払い方法や対象者に注意、実績報告に備える（毎月の国保の記録を保存、過誤処理分に注意）・・・赤 p539・53・1048～1071・1123～1128・1181～1186・1192～1193

⑧ 特定処遇は「配分ルール」や「独自基準の明文化と周知」に注意

<減算>

① 人員欠如・・・翌月から30%減算（1割以内欠如は翌々月から）、3ヶ月目から50%減算、解消月まで減算・・・赤 p12～14・501

② サビ管欠如・・・翌々月から30%減算、5ヶ月目から50%減算、解消月まで減算・・・なおサビ管不在時に個別支援計画を作成しても未作成減算に係る・・・とはいえ減算は重たい方のみ？（H30年改正の「Q&A vol 3」の間2に記載あり）・・・赤 p12～14・501

③ 計画未作成・・・当該月から30%減算、3ヶ月目から50%減算、解消月の前月まで、6ヶ月毎 or 3ヶ月毎は要確認・・・p14・15・502・523

④ 身体拘束廃止未実施（記録漏れ）・・・拘束に付き事前承諾もらうこと、拘束する際は記録すること・・・赤 p16・502

⑤ 定員超過減算（30%減算）・・・①「直近3ヶ月平均125%超（但し定員11名以下の場合は“定員+3”までOK）」、②「ある日1日150%超」、・・・赤 p9～10・501・518・520・・・切り上げ

⑥ 減算の重複・・・赤 p17・1117

⑦ なお・・・ミスに気づいたら速やかに過誤申立て処理せよ・・・実地指導での印象に影響

<その他>

① 利用日数特例・・・事業所都合、利用者都合、上限？（365—8×12）？

就労継続支援B型

※ハンドブック赤2018版 p500～541

1. 人員配置の基本・・・青p183・172、赤p501
 - ① 定員は20名以上（指導室面積や当初の指導員必要数に影響）
 - ② 10：1、7.5：1、
 - ③ 指定後6ヶ月経過後の対応方法（7.5：1や目標工賃達成指導員を検討）

2. 報酬区分と注意事項・・・赤p501・507・515・518・519・1115・1116
 - ① 平均工賃と報酬区分・・・矛盾・・・訳あって利用時間や利用日数が少ない人を、良かれと思って受け入ると、報酬単価を下げる原因になる
 - ② 例外規定
 - (ア) 月途中の入退所利用者は工賃算定から除外、人工透析など通年かつ毎週1回通院する利用者も工賃算定から除外可能（疎明資料として医療費の明細書などを保存すべし）、
 - (イ) 全治1ヶ月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患での長期（連続1週間以上）欠席の利用者も工賃算定から除外可能、
 - (ウ) 大規模災害の場合は前々年度の工賃実績を流用可能

3. 加算
 - ① 「B型の目標工賃達成指導員配置加算」と「A型の賃金向上達成指導員配置加算」の相違点に注意・・・赤p492・493・535
 - (ア) 目標工賃達成指導員配置加算・・・工賃向上計画（エルチャレンジ）、6：1、常勤換算1
 - (イ) 賃金向上達成指導員配置加算・・・賃金向上計画（または経営改善計画）が必要、キャリアアップの仕組み必要、6：1の要件は無し（常勤換算1のみ）
 - ② 施設外就労と施設外支援の各種の注意点・・・赤532・490、青p623、赤p1045
 - ③ 重度者支援体制加算・・・p503・532・490・491
 - (ア) 障害基礎年金1級の利用者の割合
 - ☆ (イ) I型・・・50%以上、II型・・・25%以上（なお50%以上の場合は前年度平均工賃に2000円下駄を履かせてくれるので平均報酬が有利にもなる）
 - (ウ) 受給資格のない20歳未満の利用者は分母（全利用者数）から除外可能
 - ④ 就労移行支援体制加算・・・赤p462・483・525・210・211・1115
 - (ア) 当該事業所を利用後に就職し、その「就労継続した期間が前年度中に6ヶ月に達した者」の数×42単位（定員20以下）を加算
 - (イ) 注意：6ヶ月に達するのは1回だけよ・・・。
 - ⑤ 医療連携・・・赤p532・249
 - I型（500単位）：医療機関と連携しつつ看護職員が訪問して1名を看護、
 - II型（250単位）：医療機関と連携しつつ看護職員が訪問して2～8名を看護、
 - III型（500単位）：医療機関と連携しつつ看護職員が訪問して認定特定行為業務従業者に喀痰吸引等の指導、
 - IV型（100単位）：認定特定行為業務従業者が喀痰吸引を行った場合

4. 減算・・・共通事項参照

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(目標工賃達成指導員:有)

サービスの種類 (就労継続支援B型)

職種	勤務区分	氏名	日付 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備考 (資格等)	常勤 40時間/週		
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		月合計	週平均	換算
管理者	常勤兼務	山田 太郎	予定	A	A	A	A	A				A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			介護福祉士	160	40	1.00	
			実績	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						
サービス管理責任者	常勤兼務	山田 太郎	予定	A	A	A	A	A				A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			介護福祉士	160	40	1.00	
			実績	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						
職業指導員	常勤(兼務)	鈴木 一郎	予定	A	A	A	A	A				A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			運転手兼務	160	40	1.00	
			実績	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						
生活支援員	常勤(兼務)	田中 二郎	予定	A	A	A	A	A				A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			運転手兼務	160	40	1.00	
			実績	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						
生活支援員	非常勤	佐藤 花子	予定	B	B	B	B	B				B	B	B	B	B			B	B	B	B	B			B	B	B	B	B				80	20	0.50	
			実績	4	4	4	4	4				4	4	4	4	4				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4						
			予定																															400	100	2.50	
			実績																																		
目標工賃達成指導員	常勤	吉田 三郎	予定	A	A	A	A	A				A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A				160	40	1.00	
			実績	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						
目標工賃達成指導員	非常勤	伊藤 空子	予定	C	C	C	C	C				C	C	C	C	C			C	C	C	C	C			C	C	C	C	C				60	15	0.38	
			実績	3	3	3	3	3				3	3	3	3	3				3	3	3	3	3			3	3	3	3	3						
			予定																															220	55	1.38	
			実績																																		
			予定																																620	155	3.88
			実績																																		

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、B:非常勤:13:00~17:00、C:非常勤:9:00~12:00

【就労継続支援B型】
 利用定員20名 (前年度利用実績18名) 必要職員数 2.4人 $\dots 18 \div 7.5 = 2.4$ 人
 ・目標工賃達成指導員配置:有 → 必要職員数 3.4人 $\dots 2.4 + 1.0 = 3.4$ 人

 加算体制
 ・指導員等加配(7.5:1):有 **目標工賃達成指導員配置:有** ・送迎体制(Ⅱ):有

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(目標工賃達成指導員:有、調理員:有)

サービスの種類 (就労継続支援B型)

職種	勤務区分	氏名	日付 曜日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																														備考 (資格等)	常勤 40時間/週				
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		日	月	週平均	換算	
管理者	常勤 兼務	山田 太郎	予定	A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		介護福祉士	160	40	1.00		
			実績	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8							
サービス管理責任者	常勤 兼務	山田 太郎	予定	A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		介護福祉士	160	40	1.00		
			実績	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8							
職業指導員	常勤 (兼務)	鈴木 一郎	予定	A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		運転手兼務	160	40	1.00		
			実績	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8							
生活支援員	常勤 (兼務)	田中 二郎	予定	A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		運転手兼務	160	40	1.00		
			実績	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8							
生活支援員	非常勤	佐藤 花子	予定	B	B	B	B	B		B	B	B	B	B		B	B	B	B	B		B	B	B	B	B		B	B	B	B	B			80	20	0.50		
			実績	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4							
			予定																																100÷40=2.5	400	100	2.50	>2.4
			実績																																				
目標工賃達成指導員	常勤	吉田 三郎	予定	A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A		A	A	A	A	A			160	40	1.00		
			実績	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8							
目標工賃達成指導員	非常勤	伊藤 空子	予定	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C		C	C	C	C	C		C	C	C	C	C		C	C	C	C	C			60	15	0.38		
			実績	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3		3	3	3	3	3		3	3	3	3	3		3	3	3	3	3							
			予定																																55÷40≒1.3	220	55	1.38	>1.0
			実績																																				
			予定																																155÷40≒3.8	620	155	3.88	>3.4
			実績																																				
調理員	非常勤	佐藤 花子	予定	D	D	D	D	D		D	D	D	D	D		D	D	D	D	D		D	D	D	D	D		D	D	D	D	D			20	5	0.13		
			実績	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1							

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、B:非常勤:13:00~17:00、C:非常勤:9:00~12:00、D:12:00~13:00

【就労継続支援B型】
 利用定員20名 (前年度利用実績18名) 必要職員数 2.4人 ∵18÷7.5=2.4人
 ・目標工賃達成指導員配置:有 → 必要職員数 3.4人 ∵2.4+1.0=3.4人

 加算体制
 ・指導員等加配(7.5:1):有 ・目標工賃達成指導員配置:有 ・送迎体制(Ⅱ):有 ・食事提供加算:有

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(目標工賃達成指導員:有、福祉専門職員配置等(I))

サービスの種類 (就労継続支援B型)

職 種	勤務区分	氏 名	日付 曜日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月																														備 考 (資格等)	常勤 40時間/週		
				月合計	週平均	換算																															
管理者	常勤兼務	山田 太郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8		介護福祉士	160	40	1.00	
サービス管理責任者	常勤兼務	山田 太郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8		介護福祉士	160	40	1.00	
			予定 実績																																		
職業指導員	常勤	鈴木 一郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8		社会福祉士 (加算)	160	40	1.00	
生活支援員	常勤 (兼務)	田中 二郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8		運転手兼務	160	40	1.00	
生活支援員	非常勤 (兼務)	佐藤 花子	予定 実績	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4		B 4	B 4	B 4	B 4	B 4		B 4	B 4	B 4	B 4	B 4		B 4	B 4	B 4	B 4	B 4		B 4	B 4	B 4	B 4		運転手兼務	80	20	0.50	
			予定 実績																														100÷40=2.5	400	100	2.50	
目標工賃達成指導員	常勤	吉田 三郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8			160	40	1.00	
目標工賃達成指導員	非常勤	伊藤 空子	予定 実績	C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3			60	15	0.38	
			予定 実績																															55÷40≒1.3	220	55	1.38
			予定 実績																															155÷40≒3.8	620	155	3.88
			予定 実績																																		
			予定 実績																																		

福祉専門職員配置(I)の要件【常勤の職業指導員等のうち資格保有者が35%以上】
今ケースの場合は50%なので、(I)に該当する

分母は常勤

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、B:非常勤:13:00~17:00、C:非常勤:9:00~12:00

【就労継続支援B型】
 利用定員20名 (前年度利用実績18名) 必要職員数 2.4人 $\cdot\cdot 18 \div 7.5 = 2.4$ 人
 ・目標工賃達成指導員配置:有 → 必要職員数 3.4人 $\cdot\cdot 2.4 + 1.0 = 3.4$ 人
 加算体制
 ・指導員等加配(7.5:1):有 ・目標工賃達成指導員配置:有 ・送迎体制(II):有 ・福祉専門職員配置等加算

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(目標工賃達成指導員:有、福祉専門職員配置等(Ⅱ))

サービスの種類(就労継続支援B型)

Table with columns for Job Type, Shift, Name, Date, Day (1-30), Status (A/B), Remarks, and Summary (Monthly Total, Avg, Conversion). Includes rows for staff like 山田太郎, 鈴木一郎, 田中二郎, 佐藤花子, 吉田三郎, and 伊藤空子.

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、B:非常勤:9:00~12:00

【就労継続支援B型】
利用定員20名 (前年度利用実績18名) 必要職員数 2.4人
目標工賃達成指導員配置:有 → 必要職員数 3.4人
加算体制
指導員等加配(7.5:1):有 ・目標工賃達成指導員配置:有 ・送迎体制(Ⅱ):有 福祉専門職員配置等加算

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(目標工賃達成指導員:有、福祉専門職員配置等(Ⅲ))

サービスの種類 (就労継続支援B型)

職 種	勤務区分	氏 名	日付 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備 考 (資格等)	常勤 40時間/週			
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		月合計	週平均	換算	
管理者	常勤 兼務	山田 太郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				介護福祉士		160	40	1.00
サービス管理責任者	常勤 兼務	山田 太郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				介護福祉士		160	40	1.00
			予定 実績																																			
職業指導員	常勤	鈴木 一郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				運転手兼務		160	40	1.00
生活支援員	常勤 (兼務)	田中 二郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				運転手兼務		160	40	1.00
生活支援員	非常勤 (兼務)	佐藤 花子	予定 実績	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4				B 4	B 4	B 4	B 4	B 4			B 4	B 4	B 4	B 4	B 4			B 4	B 4	B 4	B 4	B 4				運転手兼務		80	20	0.50
			予定 実績																																			
			予定 実績																																100÷40=2.5	400	100	2.50
			予定 実績																																			
目標工賃達成指導員	常勤	吉田 三郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8				A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8			A 8	A 8	A 8	A 8	A 8						160	40	1.00
目標工賃達成指導員	非常勤	伊藤 空子	予定 実績	C 3	C 3	C 3	C 3	C 3				C 3	C 3	C 3	C 3	C 3			C 3	C 3	C 3	C 3	C 3			C 3	C 3	C 3	C 3	C 3						60	15	0.38
			予定 実績																																			
			予定 実績																																55÷40≒1.3	220	55	1.38
			予定 実績																																155÷40≒3.8	620	155	3.88
			予定 実績																																			
			予定 実績																																			

福祉専門職員配置(Ⅲ)の要件
【職業指導員等のうち常勤職員が25%以上、又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上】
今ケースの場合、常勤職員が80%(常勤80H/週÷総数100H/週=0.8→80%)となり、前者が該当

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、B:非常勤:13:00~17:00、C:非常勤:9:00~12:00

【就労継続支援B型】
 利用定員20名 (前年度利用実績18名) 必要職員数 2.4人 ..18÷7.5=2.4人
 ・目標工賃達成指導員配置:有 → 必要職員数 3.4人 ..2.4+1.0=3.4人
 加算体制
 ・指導員等加配(7.5:1):有 ・目標工賃達成指導員配置:有 ・送迎体制(Ⅱ):有 ・福祉専門職員配置等加算

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(目標工賃達成指導員:有、福祉専門職員配置等(Ⅲ))

サービスの種類 (就労継続支援B型)

職 種	勤務区分	氏 名	日付 曜日	勤務時間																														備 考 (資格等)	常勤 40時間/週		
				1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月		月合計	週平均	換算
管理者	常勤兼務	山田 太郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8		介護福祉士	160	40	1.00	
サービス管理責任者	常勤兼務	山田 太郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8		介護福祉士	160	40	1.00	
職業指導員	常勤(兼務)	鈴木 一郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8		勤続3年以上 運転手兼務	160	40	1.00	
生活支援員	非常勤(兼務)	田中 二郎	予定 実績	B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6		運転手兼務	120	30	0.75	
生活支援員	非常勤(兼務)	佐藤 花子	予定 実績	B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6	B 6		B 6	B 6	B 6	B 6		運転手兼務	120	30	0.75	
			予定 実績																														100÷40=2.5	400	100	2.50 >2.4	
目標工賃達成指導員	常勤	吉田 三郎	予定 実績	A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8	A 8		A 8	A 8	A 8	A 8			160	40	1.00	
目標工賃達成指導員	非常勤	伊藤 空子	予定 実績	C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3	C 3		C 3	C 3	C 3	C 3			60	15	0.38	
			予定 実績																															55÷40≒1.3	220	55	1.38 >1.0
			予定 実績																															155÷40≒3.8	620	155	3.88 >3.4

福祉専門職員配置(Ⅲ)の要件
 【職業指導員等のうち常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上】
 今ケースの場合、勤続3年以上の常勤職員が100%となり、後者が該当する。

分母は常勤

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、B:非常勤:12:00~18:00、C:非常勤:9:00~12:00

【就労継続支援B型】
 利用定員20名 (前年度利用実績18名) 必要職員数 2.4人 ∵18÷7.5=2.4人
 ・目標工賃達成指導員配置:有 → 必要職員数 3.4人 ∵2.4+1.0=3.4人

加算体制
 ・指導員等加配(7.5:1):有 ・目標工賃達成指導員配置:有 ・送迎体制(Ⅱ):有 ・福祉専門職員配置等加算

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(多機能型:利用定員 就B:14名/生介:6名 **合計20名)

サービスの種類 (就労継続支援B型&生活介護)

職 種	勤務区分	氏 名	日付 曜日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																														備 考 (資格等)	常勤 40時間/週				
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		月合計	週平均	換算		
管理者	常勤兼務	山田 太郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A						介護福祉士	160	40	1.00
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8									
サービス管理責任者	常勤兼務	山田 太郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A						介護福祉士	160	40	1.00
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8									
職業指導員 (就B)	常勤(兼務)	鈴木 一郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A						運転手兼務	160	40	1.00
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8									
生活支援員 (就B)	常勤(兼務)	田中 二郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A						運転手兼務	160	40	1.00
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8									
			予定																																				
			実績																																				
生活支援員 (生介)	常勤	佐藤 花子	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A						運転手兼務	160	40	1.00
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8									
生活支援員 (生介)	非常勤	海野 貝	予定		B	B	B	B	B			B	B	B	B	B			B	B	B	B	B			B	B	B	B	B							120	30	0.75
			実績		6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6									
看護師 (生介)	非常勤	那須 緑子	予定						C																											看護師	16	4	0.10
			実績						4																														
			予定																																				
			実績																																				
医師 (生介)	非常勤	白井 隼	予定											C																						医師	296	74	1.85
			実績												4																								
			予定																																				
			実績																																				

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、 B:非常勤:12:00~18:00、 C:非常勤:13:00~17:00

【就労継続支援B型】多機能型
 利用定員14名 (前年度利用実績12.6名) 必要職員数 1.7人 $12.6 \div 7.5 = 1.7$
 加算体制 ・指導員等加配(7.5:1):有 ・送迎体制(Ⅱ):有

【生活介護】多機能型
 利用定員6名 (前年度平均利用実績5.4名 / 前年度平均障害支援区分:4以上5未満**5:1) 必要職員数 1.1人 $5.4 \div 5 = 1.1$
 加算体制 ・送迎体制(Ⅱ):有

平成30年4月分 勤務予定(実績)一覧表

就業規則上の常勤者の所定労働時間数 <常勤 週40時間 勤務>

(多機能型:利用定員 就B:14名/就労移行:6名 **合計20名)

サービスの種類 (就労継続支援B型&就労移行支援)

職 種	勤務区分	氏 名	日付 曜日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																														備 考 (資格等)	常勤 40時間/週			
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		月合計	週平均	換算	
管理者	常勤 兼務	山田 太郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A					介護福祉士			
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						160	40	1.00
サービス管理責任者	常勤 兼務	山田 太郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A					介護福祉士			
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						160	40	1.00
			予定																																			
			実績																																			
職業指導員 (就B)	常勤 (兼務)	鈴木 一郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A					運転手兼務			
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						160	40	1.00
生活支援員 (就B)	常勤 (兼務)	田中 二郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A					運転手兼務			
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						160	40	1.00
			予定																																			
			実績																																80÷40=2.0	320	80	2.00
			予定																																			
			実績																																			
職業指導員 (就労移行)	常勤 (兼務)	佐藤 花子	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A					運転手兼務			
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						160	40	1.00
生活支援員 (就労移行)	非常勤	海野 貝	予定		B	B	B	B	B			B	B	B	B	B			B	B	B	B	B			B	B	B	B	B								
			実績		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4						80	20	0.50
			予定																																			
			実績																																60÷40=1.5	240	60	1.50
就労支援員 (就労移行)	常勤	吉田 三郎	予定		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A								
			実績		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8						160	40	1.00
			予定																																			
			実績																																40÷40=1.0	160	40	1.00
			予定																																			
			実績																																			

A:常勤 9:00~18:00(休憩1H)、 B:非常勤 13:00~17:00

【就労継続支援B型】多機能型
 ○利用定員14名 (前年度利用実績12.6名) 必要職員数 1.7人 **12.6÷7.5≒1.7人
 ○加算体制 ・指導員等加配(7.5:1):有 ・送迎体制(Ⅱ):有

【就労移行支援】多機能型
 ○利用定員6名 (前年度利用実績5.4名)
 必要職員数 職業指導員及び生活支援員 1.1人 **5.4÷6=0.9人→1.1人
 就労支援員 1.0人 **5.4÷15≒0.4人→1.0人
 ○加算体制 ・送迎体制(Ⅱ):有

欠 席 記 録

利用者氏名	西田武史
連絡のあった日	4月 3日 ※欠席日の当日、前日、前々日であること
欠席した日付	4月 3日
連絡をくれた者	西田和子（武史さんのお母様）
連絡を受けた者	山田恵子（管理者）
欠席の理由、 当日の状況、等	例：体調が悪いため本日は休みます。
声掛け・相談の内容	例：お大事にして、1日ゆっくり休んでくださいね。 明日は頑張って来てください、お待ちしております。 ※引き続きの利用を促すなどの支援・相談の内容を記載
次回の利用予定	4月 4日

連続欠勤に備え明記。

()月 送迎・運行記録(事業所名:) 就労継続支援 型

日														
	曜日													
	往	復	往	復	往	復	往	復	往	復	往	復	往	復
出発時刻														
帰着時刻														
運転手(署名or押印)														
使用した車両番号														
利用者氏名	✓													
	✓													

※ 送迎を実施した利用者の該当欄に自宅・訪問時刻を記載すること。
 ※ 送迎実施のない利用者の欄には「-」を記載のこと。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第23回 (R2.12.11)	資料3

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の 基本的な方向性について（案）

令和2年12月11日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

(1) 効果的な就労支援に向けた報酬・基準等の見直し

- ① 就労移行支援における基本報酬の算定に係る実績（「就労定着率」）の算定方法の見直し 等
 - 「就労定着率」は、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定するものとする。
 - 就労支援員について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。
- ② 就労定着支援における基本報酬の支給要件（「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」）の見直し 等
 - 支給要件については、支援内容が多岐にわたり、個性が高いものであること等を踏まえ、特定の支援内容を要件とするのではなく、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者と共有することを要件とする。
 - 実績に応じて設定する基本報酬の区分について、よりきめ細かく実績を反映するため、その範囲（「就労定着率9割以上」等）を見直す。
- ③ 就労継続支援A型における基本報酬の算定に係る実績（「1日の平均労働時間」）の見直し 等
 - 基本報酬の算定に係る実績について、「労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。
 - スコア方式による評価内容について、事業所ホームページ等による公表を義務づけるとともに、未公表の事業所は報酬上減算する。
- ④ 就労継続支援B型における基本報酬の報酬体系の類型化 等
 - 基本報酬について、工賃向上とともに、地域における多様な就労支援ニーズに対応する等の観点から、「平均工賃月額」に応じて評価する体系に加え、「利用者の生産活動等への参加等を支援したこと」をもって一律に評価する体系を新たに設ける。
 - 平均工賃月額に応じて評価する体系においては、工賃向上をより実現していくため、高工賃事業所の基本報酬を更に評価する。
また、「利用者の生産活動等への参加等を支援したこと」をもって一律に評価する体系においては、地域での活躍の場を広げる取組として、生産活動の実施に当たって、地域や地域住民と協働した取組等を実施する事業所に対する加算を新たに設ける。
※ 高工賃事業所に対する更なる評価や地域等と協働した取組に対する評価については、施設外就労加算を再編し、組み替えることで対応する。
- ⑤ 就労継続支援から一般就労への移行に対する更なる評価の設定 等
 - 一般就労への移行に対する更なる評価を実施する。また、更なる評価は、基本報酬の区分に応じてメリハリのあるものとする。さらに、就労継続支援から就労移行支援への移行についても一定の評価を新たに実施する。
 - 一般就労への移行促進を見込み、就労継続支援の福祉専門職員配置等加算における有資格者として作業療法士を新たに評価する。
- ⑥ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労加算の発展的な見直し
 - 施設外就労加算を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
- ⑦ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和
 - 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを、令和3年度以降は常時の取扱いとする。
- ⑧ 基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い
 - 令和3年度の報酬算定に係る実績は、「令和元年度又は2年度を用いないことも可能（就労継続支援は30年度利用可）」とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

(1) 制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- ① 経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し [一部再掲]
- ② 初任者研修課程修了者の作成による居宅介護計画に基づくサービス提供に係る更なる減算
 - 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者である取扱いの廃止に向けて更なる減算を行う。
- ③ 医療連携体制加算の算定要件の明確化 等
 - 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
 - 医療機関等からの指示は、日頃から利用者を診察しているかかりつけ医や主治医、協力医療機関の医師から文書によって受けることを明確化する。
 - 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。
- ④ 障害者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化
 - 障害者虐待防止の更なる推進のため、指定基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設ける。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、具体的な方法等を示す。
 - ① 従業者への研修実施の義務化
 - ② 研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会（※）設置を義務化
（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等
 - ③ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
 - 身体拘束廃止未実施減算について、介護保険における運用基準及び適用要件を参考に、基準省令の見直しや減算要件の追加を行う。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設ける。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるとみなす。
 - 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、基準省令に「身体拘束等の禁止」の規定を追加するとともに、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

(2) 障害福祉現場の人材確保・業務効率化

① 人員配置基準における両立支援への配慮 等

- 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止（定着促進）を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件の一部緩和を行う。
- 障害福祉の現場において、安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な就業環境維持（ハラスメント対策）を求めることとする。

② 福祉・介護職員処遇改善加算等の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) について、一定の経過措置期間を設けた上で廃止する。
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算について、処遇改善加算 (IV) 及び (V) と同様に一定の経過措置期間を設けた上で廃止する。
- 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について、平成30年度予算執行調査における指摘等を踏まえ見直す。
- 職場環境等要件について、当該年度における取組の実施を求めるとともに、内容を見直す。

③ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の柔軟な配分を可能とする見直し

- 導入の趣旨を踏まえつつ、加算の更なる取得促進を図るとともに、より事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、各事業所においてより柔軟な配分を可能とする見直しを行う。

④ 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用 [5(2)①再掲]

- 報酬算定上必要となる会議等について、テレビ会議等を対象とすることや、身体的接触を伴う必要がない又は対面で提供する必要のないサービスについて、テレビ会議等を用いたサービス提供を可能とする。

(3) その他経過措置の取扱い等

① 食事提供体制加算の経過措置の延長

- 栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置を延長する。

② 送迎の実施理由を踏まえた送迎加算の継続

- 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえて継続する。

③ 補足給付の基準費用額の見直し

- 基準費用額について、障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえて見直す。

原則是
自立居所
たか

事 務 連 絡

平成19年12月19日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）

（VOL.2）の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、前回のQ&Aに引き続きまして、「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）」を取りまとめましたので、適切に取り扱われるようお願いいたします。

つきましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉サービス係 山田・田中

TEL：03-3595-2528

（内線：3091・3036）

FAX：03-3591-8914

問11～12→相談支援係（内線：3149）

問13～17→就労支援係（内線：3045）

問18～20→訪問サービス係（内線：3038）

問21 →地域移行支援係（内線：3044）

問5 新体系事業において、定員を超過して受け入れている場合、当該月毎の利用実績に応じて職員を配置しなければならないのか。

(答)

1. 配置職員数は、新たに事業を開始した事業者等を除き、「前年度の利用者」の数によって決まるものであり、「その月ごとの利用実績」に基づくものではなく、また、「定員」に基づくものでもない。
2. よって、新体系旧体系を問わず、定員を超過してサービスを行った場合、その利用者の利用日数は次の年度の人員配置基準に影響するものであり、即座に当該月に対応する必要はない。

問6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

(答)

1. 非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものと常勤換算に含めることができる。

2. また、基準上「一以上」などと示されている（常勤、常勤換算の規

定がない) 職種については、支援上必要とされる配置がなされていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代わりの職員を置く必要はない。

問7 月の途中において、定員が増減した場合、また加算等を算定する条件を備えた場合、いつの時点から新しい報酬単価を算定し始めるのか。

(答)

1. 療養介護、生活介護、施設入所支援等については、定員の規模によって報酬単価が変動するが、月の途中において定員が増減する場合に、報酬単価を以下のように取扱うこととする。

- ① 定員が増加した場合には、増加を届け出た日より新たな報酬単価を適用することとする。
- ② 定員が減少した場合、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用することとする。

2. 月の途中で加算を算定する条件を備えた場合、又は加算の条件を満たさなくなった場合には、以下のように取り扱うこととする。(激変緩和加算を除く)

- ① 加算の算定条件を満たした場合、その届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用することとする。(食事提供体制加算については、利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算であるので、届出のあった日より算定可能である)
- ② 加算の条件を満たさなくなった場合には、満たさなくなった日より